

# 「つくば市プライバシー影響評価制度」策定に向けた 中間とりまとめ（制度案の概要）

本資料は、令和5年度「つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会」において検討している制度案の概要について、中間的に取りまとめたものです。市としては引き続き議論を深めてまいります。

## 【目次】

|   |                          |   |
|---|--------------------------|---|
| 1 | つくば市プライバシー影響評価(PIA)制度の目的 | 1 |
| 2 | 評価対象                     | 1 |
| 3 | 初期評価                     | 1 |
| 4 | 実施のタイミング                 | 1 |
| 5 | 評価項目                     | 1 |
| 6 | 評価基準                     | 2 |
| 7 | 評価体制                     | 3 |
| 8 | 公表                       | 3 |
| 9 | 主要論点・主な意見・整理の方針・今後の整理事項  | 4 |

令和6年(2024年)3月

つくば市

# 1 つくば市プライバシー影響評価 (PIA) 制度の目的

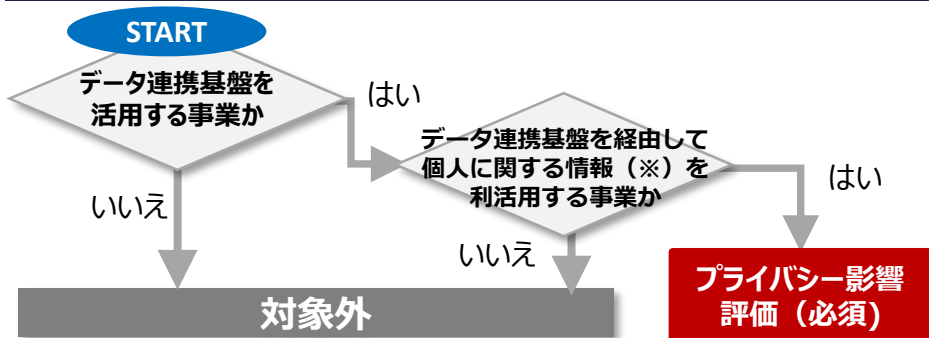
## 背景

- 「つくばスーパーサイエンスシティ構想」の実現に当たり、都市の様々な個人に関する情報を利用することで、高度なサービスを提供することを想定している。
- 一方、取り扱うデータが個人に関する情報を含む場合に漠然とした不安感を抱く市民もいるため、個人に関する情報の取扱いを体系的に評価する仕組みが必要である。

## 目的

- ① データ連携基盤を利用して個人に関する情報を送受信してサービスを提供する事業について、事前にPIAを実施することにより、大きなリスクを低減する。
- ② 市民が当該サービスのプライバシーリスクを適切に理解して、サービスから得られる恩恵と比較した上で、市民が安心して主体的にサービスを利用するかどうかを選択できるように、個人に影響を及ぼす可能性があるリスクの評価結果を市民に分かりやすく公表する。

# 3 初期評価



※生存する個人に関する情報のうち、『個人情報(特定個人情報を除く\*)及び個人関連情報のうち趣味嗜好、取引履歴、利用履歴、財産情報、身体・容姿に関する情報、位置情報等の個人特定につながる可能性がある情報』を利用する場合をPIA評価対象とする。(検討中)

\* 特定個人情報を利用する場合は、法定の特定個人情報保護評価を実施

# 2 評価対象

- データ連携基盤<sup>(※1)</sup>に接続し、個人に関する情報を送受信するサービス全般を対象とする。
- サービス提供事業者は官民を問わない。

※1 データ連携基盤は、つくばスマートシティ協議会が整備運用するが、個人に関する情報を送受信するサービスがデータ連携基盤に接続される際には、市が策定したPIA制度に基づき、評価を実施する。(詳細は「7 実施体制」を参照)

# 4 PIA実施のタイミング

- 新規の事業を対象とする。
- ただし、システム改修等大幅な変更があった段階でも再度PIAを実施する。

# 5 評価項目

- 必要十分な評価項目とする観点から、JIS X9251<sup>(※2)</sup>、GSCA<sup>(※3)</sup> PIAモデルポリシー、特定個人情報保護評価の評価項目の共通部分を基準として項目(案)を作成。
- 取得済みのセキュリティ等に関する認証については、基礎情報として、評価時に参考とする。
- 項目ごとに記載内容、記載目的を明記する。(ヒアリングシート/ガイドライン)

※2 JIS X9251…情報技術-セキュリティ技術-プライバシー影響評価のためのガイドライン

※3 GSCA…G20 Global Smart Cities Allianceのこと。世界経済フォーラムが事務局を務める団体で、スマートシティ技術の責任ある倫理的な利用に向けた取組を行っている。

# 6 評価基準

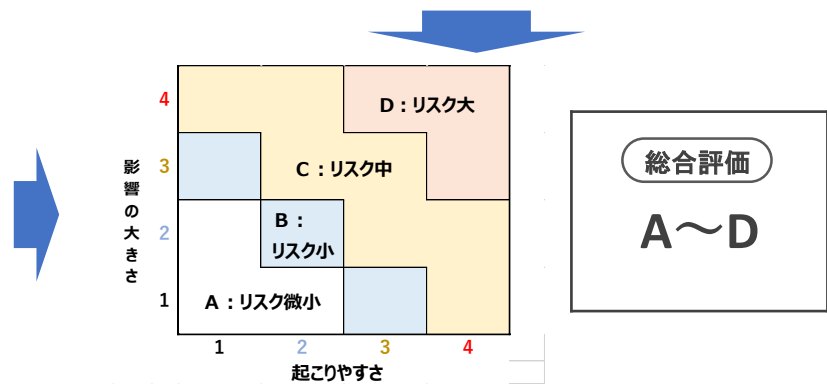
- 「影響度」と「起こりやすさ」の各レベルの判定結果（1～4）に基づき、総合評価（A～D）を判定する。
  - 「影響度」は、取扱うデータの種類によって財産への影響・心身への影響を判定する。（大きい方のレベルを採用）
  - 「起こりやすさ」は、想定リスクシナリオごとに用意する確認すべき観点をを用いて判定する。（最も大きいレベルを採用）

## < 影響度 >

| レベル             | 影響               | 取扱情報             |               |                |                    |
|-----------------|------------------|------------------|---------------|----------------|--------------------|
| 4 甚大            | 返済不能な債務が発生       |                  | 口座番号 & 暗証番号など | 借入記録など         | 犯罪歴など              |
| 3 重大            | 財産が大幅に減少         |                  | クレジットカード番号など  | 現金残高など         | 持病など               |
| 2 限定的           | 財産が脅かされる可能性が発生   | 社員番号など           | 健康保険証番号など     | 健康診断結果、障がい情報など | DNA情報など            |
| 1 無視できる         | 煩わしい手間が発生、いら立ち程度 | 水栓番号など           | 身長など          |                |                    |
| 財産への影響 / 心身への影響 |                  | 煩わしい手間が発生、いら立ち程度 | 不安、ストレスが発生    | 心理的な健康状態が悪化    | 長期に渡る心理的疾患（うつ等）が発症 |
|                 |                  | 1 無視できる          | 2 限定的         | 3 重大           | 4 甚大               |

## < 起こりやすさ >

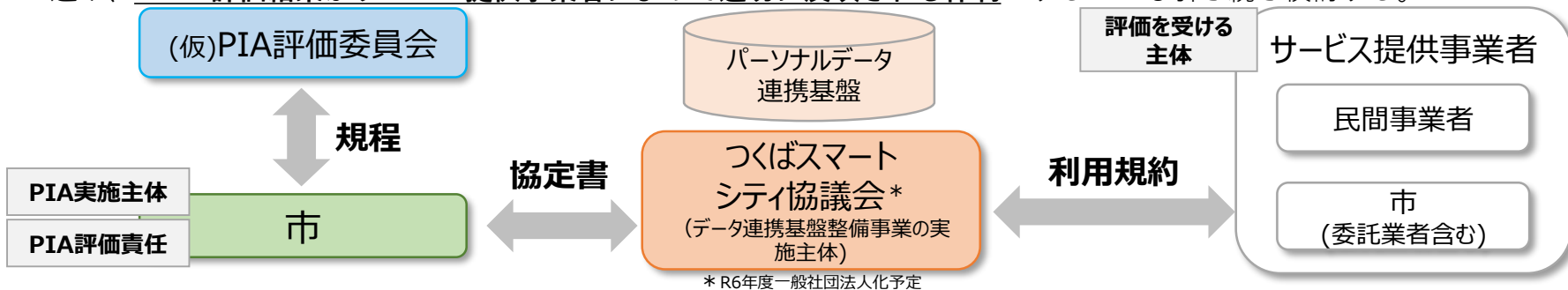
| レベル        | 定義                         | 評価指標  |
|------------|----------------------------|---|
| 4 容易に起こり得る | インシデントが容易に発生し得る            | 下記以外<br>（非該当項目を除き、対応が実施されていない観点がある or すべての観点について対応が実施されているが7割以上で観点を満たさない） |
| 3 起こり得る    | インシデントが発生する可能性はある          | すべての観点について対応が実施されているが、一定数の項目（非該当項目を除き、観点数の3割以上7割未満）を満たさない                 |
| 2 起こりにくい   | インシデントは発生しないとはいえないが、可能性は低い | すべての観点について対応が実施されているが、いくつかの項目（非該当項目を除き、観点数の3割未満）を満たさない                    |
| 1 無視できる    | インシデントの発生する可能性は極めて低い       | すべての観点について満たす対応がされている（非該当項目を除く）   |



※身体に関する影響は、案件ごとに（仮）評価委員会で議論の上、判定  
 参考：JNSA「JOモデル」、JISX9251（ISO/IEC29134）

## 7 評価体制

- PIA実施主体はつくば市とし、最終評価の責任者として最高プライバシー責任者（CPO、市長を想定）を置く。
- つくば市は有識者・市民・民間企業を構成員とした「(仮)PIA評価委員会」を設置する。「6 評価基準」に基づく**評価委員会の評価案を踏まえて、つくば市が最終的な評価を決定**する。（第三者の視点を入れることで評価の客観性を担保する）
- 年1回程度、つくば市から評価委員会に進捗状況を報告するとともに、個人情報保護法の改正等に合わせてPIA制度の必要な見直しを行い、アップデートしていく。
- つくば市、データ連携基盤整備主体、サービス提供事業者間の関係をルール化し、一体としてPIA制度の実効性を担保する。
  - つくば市とつくばスマートシティ協議会の間で、**データ連携基盤の利用規約においてサービス提供事業者にPIAの実施を義務づける**ことを定めた**協定書を締結**し、PIAの実施体制を確保する。
  - このほか、データ連携基盤の利用規約には、PIAの評価結果に応じて接続可否が決まることや、改善策を講じること等を盛り込み、**PIAの評価結果がサービス提供事業者によって適切に反映される体制**とすることも引き続き検討する。



## 8 公表

- 市民にわかりやすく伝えるために、詳細な評価結果に加え、**概要版を作成**し、**事業の開始前に市のHPなどで公表**する。

### 概要版の構成

冒頭：【評価概要】「●●事業」に関するプライバシー影響評価結果

- PIA評価の概要（PIAとは、評価の手順）
- 評価対象となる事業の概要（概要、期待される効果、業務の流れ、事業関係者）
- 本事業におけるプライバシー情報の取扱いと安全性
  - 取扱い情報・情報の収集、利用、保管、廃棄の方法
  - 第三者提供・目的外利用の有無と、ある場合の概要
  - プライバシー影響評価の結果

(イメージ)

レイアウト案

【評価概要】 ●●事業に関するプライバシー影響評価結果 令和●年●月●日

事業者：つくば市（委託先：●●株式会社）

つくば市は「PIA評価委員会」の評価案を参考に、本事業の総合評価を「X」としました。

総合評価 X

評価の対象は？

事業の目的等を1~2文で説明

プライバシーデータの処理手順について、1~2文で説明

事業の対象者

取り扱う情報

評価の理由？  
(主なリスクとその対策状況)

① リスクの名称を10文字程度で記載  
総合評価の根拠となったリスクの状況や対策状況について、2~3文程度で説明

② リスクの名称を10文字程度で記載  
総合評価の根拠となったリスクの状況や対策状況について、2~3文程度で説明

冒頭は1枚で評価結果の要点が確認できる「まとめ」資料とする

※ 主なリスクとして本欄に記載するのは~3点程度の想定。

## PIA制度策定の論点整理（案）

## ①目的

(第2回懇話会議論)

| 主要論点   | 懇話会における座員発言   | 議論を踏まえた整理   | 今後整理すべき事項と整理に当たってのポイント |
|--|---|---|------------------------|
| <p>■PIAの実施目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現実的な問題として、セキュリティリスクがゼロにはならないが、限りなく低減させるための取組としての意義。</li> <li>市民に対する透明性と説明責任の担保。</li> <li>サービス提供の迅速性、利便性と人的リソースの課題の兼ね合い。</li> <li>リスク低減策を踏まえて、市民が主体的に利用を選択できる制度の必要性。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「100%安全」は難しいが、<u>市民にできる限り安心してもらえるようにどのように取り組めるかが重要である。</u></li> <li>PIA制度は、市民がリスクを踏まえ個人情報の使用可否を判断できる制度であり、サービスを提供する事業者にとってもガイドラインになりうる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>データ連携基盤を使って個人に関する情報を送受信するサービスを提供する事業について、<u>PIAを実施することにより、大きなリスクを低減し、市民が当該サービスのリスクを適切に理解してベネフィットと比較した上で市民が安心して主体的にサービスを利用するかどうかを選択できるように、市民に分かりやすく公表する。</u></li> </ul> | —                      |

## ②用語の定義

(第2回、第3回懇話会議論)

| 主要論点   | 懇話会における座員発言  | 議論を踏まえた整理   | 今後整理すべき事項と整理に当たってのポイント  |
|--|--|---|---|
| <p>■用語の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PIA対象の個人に関する情報とは何か。</li> <li>「個人情報」のどこまでの範囲を対象とすべきか。</li> <li>適切な概念があるか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>どのような目的で使うのか、<b>個人に関する情報はどこまでを指すのかをあらかじめ明示</b>してほしい。</li> <li><b>個人情報すべてを義務づけるのは対象範囲が膨大となり現実的ではない</b>。例えば義務付け対象は個人情報・仮名加工情報、プライバシーに影響を与え得る個人情報<b>は推奨と対象を分けるとしてもよいのではないか</b>。</li> <li>位置情報はセンシティブ情報であり、購買履歴等は個人情報に該当する可能性があるので、対象には加える検討をした方がよい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報に限定せず、<b>個人特定につながる可能性のある個人情報も対象</b>とする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><b>個人情報関連情報のうちどこまでを対象とするのか。</b></li> <li>個人情報保護法の定義と「センシティブ情報」、「プライバシー情報」との関係性の精査の上、含むべき事項がないか。</li> <li><b>PIAを適用する対象（初期評価基準）をどのように定めるか。</b><br/>(定義案)<br/>生存する個人に関する情報のうち、『個人情報（特定個人情報を除く）及び個人情報関連情報のうち趣味嗜好、取引履歴、利用履歴、財産情報、身体・容姿に関する情報、位置情報等の個人特定につながる可能性がある情報』</li> </ul> |

### ③適用範囲

(第2回懇話会議論)

| 主要論点  | 懇話会における座員発言  | 議論を踏まえた整理  | 今後整理すべき事項と整理に当たってのポイント  |
|---|--|--|---|
| <p>■PIAの適用範囲</p> <ul style="list-style-type: none"><li>初期評価を行うか。</li><li>評価対象はデータ連携基盤を使う事業でよいか。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>初期評価に関して、全数調査にするよりは<u>重要性判定基準を策定して対象事業をしぼった方がよい</u>。(例えば関係する人数、データ連携基盤を活用するのか等。)</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li><u>データ連携基盤(※)に接続し、個人に関する情報を送受信するサービス全般を対象とする。</u></li></ul> <p>※つくばスマートシティ協議会がデータ連携基盤を整備運用するが、個人に関する情報を送受信するサービスがデータ連携基盤に接続される際には、市が策定したPIA制度に基づき、評価を実施する。</p> | <ul style="list-style-type: none"><li>全数調査については運用状況を見ながら判断する。</li></ul> |

## ④実施のタイミング

(第2回懇話会議論)

| 主要論点   | 懇話会における座員発言  | 議論を踏まえた整理   | 今後整理すべき事項と整理に当たってのポイント   |
|--|--|---|--|
| <p>■<u>実施のタイミング</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>対象とする個人に関する情報を扱うサービス、システムの使用開始前に行うことでよいか。</li><li>既存事業もシステム改修/技術革新があった場合は実施すべきか。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>システム改修時、新技術開発時等、事業開始後どのタイミングでPIAを実施するかについては検討いただきたい。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li><u>データ連携基盤を活用して個人に関する情報を送受信して新しい事業を開始する前にPIAを実施する。</u></li><li><u>システム改修等大幅な変更があった段階</u>でも再度PIAを実施する。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>□ 再評価実施のタイミングはどの段階が適切か。</li><li>□ 「大幅なシステム改修」はどの程度で必要と見なすのか。</li></ul> |



## ⑤ 評価項目

(第3・4・5回懇話会議論)

| 主要論点  | 懇話会における座員発言  | 議論を踏まえた整理  | 今後整理すべき事項と整理に当たってのポイント                     |
|---|--|--|--|
| <p><b>■ 評価項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• どういう評価項目が示されると市民は安心か。</li> <li>• 評価項目一覧(案)は十分か。追加で確認すべき項目はあるか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価項目の精査が必要。適法であるものを評価する前提で整理する。また、行政事業向け、民間事業向けの整理が必要である。(項目間の重複、不正提供について問う項目の有無、第三者提供・本人同意・目的外利用は適法になりうる点)</li> <li>● 事業者の取得している権限や認証は、評価の判断材料の一つになりうる。</li> <li>● 何を防ぎたいかを最初に挙げて、そこから情報提供するとわかりやすい。</li> <li>● 起こりやすさ判定基準の項目がセキュリティに偏っている。OECD8原則<sup>(※)</sup>と関連付ける等により、プライバシーリスクに関わる項目も追加すべきである。</li> <li>● 評価項目は、ユースケースに適用して運用しながら過不足を修正していくことでよい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• リソースを最大限に活用するため、<b>JIS・GSCA・特定個人情報</b>の評価項目の最大公約数をベースとして項目(案)を作成する。</li> <li>• 取得している認証については、基礎情報として記載させ、評価時に参考とする。</li> <li>• 項目ごとに記載内容、記載目的を明記する。(ヒアリングシート/ガイドライン)</li> <li>• OECD8原則を参照し、プライバシーリスクに関する項目を見直す。</li> </ul> | <p><b>□ 民間ユースケースにおけるチェック項目の違いがあるか。</b></p> |

※ OECD8原則…「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」(1980年9月OECD採択)に記述される「目的の明確化の原則」、「利用制限の原則」、「収集制限の原則」、「データ内容の原則」、「安全確保の原則」、「公開の原則」、「個人参加の原則」、「責任の原則」の8つの原則。

## ⑥ 評価基準 (1)

(第3・4回懇話会議論)

| 主要論点   | 懇話会における座員発言   | 議論を踏まえた整理  | 今後整理すべき事項と整理に当たってのポイント  |
|--|---|--|---|
| <p>■<b>評価基準</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「影響度」(身体・精神・財産の観点で分けて判定)と「起こりやすさ」を判断基準とすることが妥当か、改善点はないか。</li> <li>総合評価の見せ方として分かりやすいか、不足している視点はないか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>データの種類によって個人に与える影響は大きく変わる。発生頻度が低くても主体に与える影響が大きい情報もある。</u></li> <li>● LGWAN等の用語の使い方に注意する。リスク評価について、「起こりやすい」「起こりにくい」等分類分けすることが本当にいいのか。リスクを明示して利用者に注意喚起を促す記載にする形でもよいのではないか。</li> <li>● 「起こりやすさ」「影響度」1～4をどのような基準で判断するのか。一定の基準を策定するのか、議論で決めるのか。</li> <li>● 「認知症」という病状が漏洩した際の精神への影響は2でよいのか、身体への影響も詐欺被害につながる可能性を考慮すると1でよいのか。どこまでリスクを想定すべきかが難しい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>評価基準については、「影響度」と「起こりやすさ」を基準として検討する。</u></li> <li>● <u>「影響度」をデータの種類によって評価するよう見直す。</u></li> <li>● 「起こりやすさ」は、想定されるリスクシナリオごとに評価するよう見直す。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 市民にとって安心を得られる基準かどうか。</li> <li>□ <u>民間ユースケースの場合に当該基準を使うことの齟齬がないかどうか。</u></li> </ul> |

## ⑥ 評価基準 (2)

(第3・4回懇話会議論)

| 主要論点   | 懇話会における座員発言  | 議論を踏まえた整理   | 今後整理すべき事項と整理に当たってのポイント  |
|--|--|---|---|
| <p>【前頁再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「影響度」（身体・精神・財産の観点で分けて判定）と「起こりやすさ」を判断基準とすることが妥当か。</li> <li>総合評価は分かりやすいか、不足している視点はないか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 起こりやすさ（管理のIT面）が、委託会社にIDパスワードを振っていただければ必ず3になると、数値のつけ方が難しい。</li> <li>● 影響度の数値のつけ方は、実際に対策をどうしているかから逆算する方法もあるので精査が必要である。</li> <li>● <u>影響度・起こりやすさの評価は、細かく数字をつけすぎず、全体として総合的に見て付けていく形がよい。</u> 補助ツールとして位置づけてはどうか。</li> <li>● <u>総合評価とその理由・根拠を明示したほうがよい。</u></li> <li>● 「絶対心配ない」「こういう心配がある」等簡易な表記にしてもらえるとわかりやすい。</li> <li>● 一次評価でリスク「中」だったものが総合評価でリスク「小」になると、意図的にリスクを下げているように感じ得る。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>総合評価については、評価委員会での審議の結果として提示されることとし、委員会からの評価案で評価理由を論理的かつ明示的に表現する。</u></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ <u>民間ユースケースの場合</u>に当該基準を使うことの齟齬がないかどうか。</li> <li>□ 匿名化や仮名化により氏名等を識別できなくした場合の、影響度のレベル判定をどうするか。</li> </ul> |

## ⑦評価体制 (1)

(第3・4・5回懇話会議論)

| 主要論点  | 懇話会における座員発言   | 議論を踏まえた整理   | 今後整理すべき事項と整理に当たってのポイント   |
|---|---|---|--|
| <p>■<b>評価体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価の透明性を担保するためにどのような仕組みが必要か。</li> <li>第三者機関にどこまで権限を持たせて審査すべきか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>責任者（CPO※）を誰にするのか。</b> 第三者評価と責任逃れの関係になることは防ぐべき。PIA実施のタイミングは事業が決まってからでは遅い。</li> <li>● 行政としてリスク保有が許されるのか。どこまでのリスク保有を容認するのか整理が必要である。</li> <li>● 権限をどこまで持つか、手続にどう組み込むのか検討が必要。委託先の変更のみですべて評価し直しとなると業務量が膨大となる。同種同様のリスクであればPIA省略可も検討しうる。</li> <li>● <b>「評価」と「是正してサービスを実施する」のは切り離して検討すべき。</b> 評価委員会は評価理由を明示して評価を出すものであり、是正はサービスの実施主体で行うものと分けるべきである。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>最終評価の責任者（CPO）は、つくば市長とする。</b></li> <li>● つくば市は有識者・市民・民間企業を構成員とした「<b>（仮）PIA評価委員会</b>」を<b>設置し、評価委員会の評価案を踏まえて市が最終的な評価を決定する。</b></li> <li>● 評価委員会として第三者の視点を入れることで評価の客観性を担保する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>民間サービスを対象とした場合のPIAの実効性を担保するために体制構築に当たり留意すべき点があるか。</b></li> <li>□ PIAはあくまでリスクを可視化し、可能な限り是正を求める手段であり、漏洩の責任は事業者にあると整理するかどうか。</li> </ul> |

| 主要論点  | 懇話会における座員発言  | 議論を踏まえた整理   | 今後整理すべき事項と整理に当たってのポイント  |
|---|--|---|---|
| <p>【前頁再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価の透明性を担保するためにどのような仕組みが必要か。</li> <li>第三者機関にどこまで権限を持たせて審査すべきか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>組織の価値観とリスク許容度（リスクの軽減・移転・回避・受容等）を踏まえ、<b>特定されたリスクへの市の対応まで市民に明示するべき。</b>評価だけではやや無責任に映りかねない。</li> <li><b>民間事業でも市が関与する／市の情報を利用するのであれば市長権限で、是正措置を講じられる状態は必要ではないか。</b>条例までは不要だが、何らかの形で是正要求ができる根拠は必要です。評価委員会には是正権限はないものと認識する。</li> <li>PIAの実施は市の責任で死守すべき。PIA実施とその権限がCPOにあることを条例でうたわれると一旦成立するのではないか。</li> <li>条例かどうかは、定める規律内容による。事業主体が決めることが基本となる。実施の適正を担保するために、必要な情報を提供していない等に対して罰則をかけるとすればありえるのではないか。</li> </ul> | <p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>最終評価の責任者（CPO）は、つくば市長とする。</b></li> <li>つくば市は有識者・市民・民間企業を構成員とした「<b>（仮）PIA評価委員会</b>」を<b>設置し、評価委員会の評価案を踏まえて市が最終的な評価を決定する。</b></li> <li>評価委員会として第三者の視点を入れることで評価の客観性を担保する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>PIA制度の実効性を担保するため、運用面で協定・規約を整備</b>する形でよいか。法的拘束力を有する条例ではなく、内規であるつくば市の要綱により制度化し、つくばスマートシティ協議会との協定の下、データ連携基盤利用規約でPIAの実効性を確保する。</li> <li>□ <b>評価を踏まえた対応をどのレベルまで行うべきか</b><br/>（各評価結果の評価後の対応はどうすべきか、D評価でもサービスリリースできるようにするのか、D評価の場合は基盤に接続させないのか等）</li> <li>□ 必要な情報提供をどのように行うか。</li> </ul> |

## ⑦評価体制 (3)

(第3・4・5回懇話会議論)

| 主要論点  | 懇話会における座員発言   | 議論を踏まえた整理  | 今後整理すべき事項と整理に当たってのポイント   |
|---|---|--|--|
| <p>【前頁再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価の透明性を担保するためにどのような仕組みが必要か。</li> <li>第三者機関にどこまで権限を持たせて審査すべきか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>PIA実施対象外も含め、年1・2回運用状況を評価委員会にフィードバックした方がよいのでは。実施不要の水準も、状況を見ながら調整していくこともありえるのでは。</li> <li>パブコメの実施検討。</li> <li>事業者が納得してPIA実施できるようなコミュニケーションをどのように取るのかも論点の一つ。</li> <li>是正の進め方で方法は変わる。市が責任を負うべき状況で、市が関与しない民間事業の違反や不正をどうするか、議論していく必要がある。</li> <li>評価委員会に市民が参画しても、市民の視点で評価できる項目はあまりないのでは。十分な対策が取られているかは非常に関心が高いが、市民が評価できるのか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の負担軽減に配慮して必要な情報（目安のスケジュール等）を事前に示す。</li> <li>PIA制度の適切な運用をモニタリングするため、年に1度程度つくば市から（仮）評価委員会に制度の運用状況を報告するとともに、個人情報保護法の改正等のタイミングに合わせて必要な見直しを行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>制度的にはパブコメの対象ではなく、パブコメには時間を要し、サービスリリースが大幅に遅れることになるため、評価委員会において市民が参画することで市民の意見を反映させる形でよいか。</li> </ul> |

## ⑦評価体制（4）

（第3・4・5回懇話会議論）

| 主要論点  | 懇話会における座員発言   | 議論を踏まえた整理   | 今後整理すべき事項と整理に当たってのポイント  |
|---|---|---|---|
| <p>【前頁再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価の透明性を担保するためにどのような仕組みが必要か。</li> <li>第三者機関にどこまで権限を持たせて審査すべきか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシーリスクがあったとしても、それを上回る便益があればサービスは実施可とする考え方もある。</li> <li><b>重要なのはサービスの目的の明確化。</b>「安全」はセキュリティの充実度で測り、「安心」はサービス目的が市民の便益に叶うものかで測る。</li> <li>一方で、現実的には行政の立場で評価Dと判定したサービスの実施許可を出すことは難しい。改善すれば接続させる余地がある場合は「C」に付けておく等、実務的な運用も検討可能。</li> <li><b>規約違反の際の措置</b>も考えるべき。接続タイミングだけでなく幅広く市の権限を確保するのがよい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの目的（便益）をわかりやすく表現する。</li> </ul> | <p>□【再掲】<br/><b>評価を踏まえた対応をどのレベルまで行うべきか。</b><br/>（各評価結果の評価後の対応はどうすべきか、D評価でもサービスリリースできるようにするのか、D評価の場合は基盤に接続させないのか等）</p> |

## ⑧公表

(第5回懇話会議論)

| 主要論点  | 懇話会における座員発言  | 議論を踏まえた整理   | 今後整理すべき事項と整理に当たってのポイント  |
|---|--|---|---|
| <p>■公表</p> <ul style="list-style-type: none"><li>市民にわかりやすく伝えるための公表様式、公表方法。</li></ul> <p>■罰則</p> <ul style="list-style-type: none"><li>接続させない対応、企業名の公表等の運用面で実効性を担保できるか。</li><li>罰則まで求める必要があるか。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>総合評価結果は、文章ではなく、パッと見てわかりやすいマークのようなものがよい。</li><li>サービスの目的と、データを抛出することによるメリットとデメリットをより強調して説明する必要がある。</li><li>かみ砕いて、市民にわかりやすい表現を用いるべき。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>より平易な文章を用いて作成する。</li><li>1ページ目の「まとめ」資料は、リスクの記載ボリュームを減らし、サービス概要及び目的の説明箇所を追加・充実化する。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>総合評価結果を表すわかりやすいマーク等は導入すべきか。</li><li>PIAと評価委員会の位置づけを踏まえ、違反時の罰則はどうすべきか。</li></ul> |